

第1回愛知県公益認定等審議会
議事録

- 1 日 時
平成20年5月14日(水) 午前10時から午前11時45分まで
- 2 場 所
愛知県議会議事堂 会議室6
- 3 出席者
(委員)
伊藤高義委員、加藤歌子委員、小池康弘委員、前川三喜男委員、森美穂委員
(事務局)
島田総務部長、戸邊法務文書課長ほか6名
- 4 議 事
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 会長代理の指名について
 - (3) 審議会の用務(審議事項等)について
 - (4) 愛知県公益認定等審議会運営要領について
 - (5) 今後の開催スケジュールについて
 - (6) 「公益認定等に関する運用(内閣府公益認定等委員会)」について
- 5 審議経過
 - (1) 挨拶
島田総務部長
 - (2) 委員紹介
事務局から各委員を紹介
 - (3) 議事内容
 - ア 会長の選出について
 - ・ 森委員から伊藤委員の推薦があり、委員一致で伊藤委員が会長に選出された。
 - イ 会長代理の指名について
 - ・ 伊藤会長が前川委員を会長代理に指名した。
 - ウ 審議会の用務(審議事項等)について
 - ・ 事務局から「愛知県公益認定等審議会の主な用務(審議事項等)」(資料3)、「愛知県の公益法人の概要」(資料4-1)及び「愛知県公益法人一覧表」(資料4-2)について説明
 - ・ 質疑等
特になし。
 - ・ 審議会の用務(審議事項等)について、各委員の確認を得た。
 - エ 愛知県公益認定等審議会運営要領について
 - ・ 事務局から「愛知県公益認定等審議会運営要領(案)」(資料5)について説明
 - ・ 質疑等
(加藤委員)
愛知県公益認定等審議会条例第8条に規定する専門委員は、どういった委員か。

(事務局)

今後、公益認定等にあたり専門的な見地から判断を要する場合を想定し設けた委員制度であり、審議事項について何らかの権限を持つ委員としては想定していない。

(小池委員)

愛知県公益認定等審議会条例第9条に規定する部会を置くとは、どういった場合か。

(事務局)

一時的に審議が集中した場合を想定している。

(前川委員)

愛知県公益認定等審議会運営要領第3条に規定する「委員が審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると判断する場合」とは、具体的にどういった場合を想定しているか。

(事務局)

委員が監事等の役員を引き受けている法人を審査する場合などを想定している。ただし、具体的な基準は設けていない。今後、詳細な基準をつめていきたい。

- ・ 愛知県公益認定等審議会運営要領について、原案のとおりとすることで、各委員の了承を得た。

オ 今後の開催スケジュールについて

- ・ 事務局から「平成20年度愛知県公益認定等審議会開催スケジュール(案)」(資料6)について説明
- ・ 質疑等
特になし。
- ・ 今後の審議会開催スケジュールについて、原案のとおりとすることで、各委員の了承を得た。

カ 「公益認定等に関する運用(内閣府公益認定等委員会)」について

- ・ 事務局から「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(資料7)、公益法人会計基準(資料8-1)及び「公益法人会計基準の運用指針」(資料8-2)について説明
- ・ 質疑等

(伊藤会長)

ガイドラインについて、国から各県においても本ガイドラインによることとの要請があったことも踏まえ、私どもの審議会としてもこの方針でいきたいと考えるがどうか。

(各委員)

異議なし。

- ・ 国が決定した「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」等について、愛知県公益認定等審議会における認定等の審査基準としていく(国のガイドラインを県のガイドラインとしていく)ことで了承された。

(4) その他

- ・ 伊藤会長が、愛知県公益認定等審議会運営要領第8条第4項に基づく議事録の署名人として加藤委員と小池委員を指名した。